



市 章

大津市公報

平 成 28 年 3 月 1 日
号 外 (第 18 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 8 大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則を廃止する規則…………… 1
- 9 大津市契約規則の一部を改正する規則…………… 1
- 10 大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則を廃止する規則を公布する。
平成28年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 8 号

大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則を廃止する規則
大津市社会福祉施設等整備資金貸付規則（平成 3 年規則第41号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 9 号

大津市契約規則の一部を改正する規則
大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。
第21条の 2 第30号中「納税通知等」の次に「並びに国民健康保険料及び介護保険料の決定通知等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第10号

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則（平成24年規則第39号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項第 2 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、同項第 3 号中「公用又は」を削る。
様式第 3 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、「公用又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。